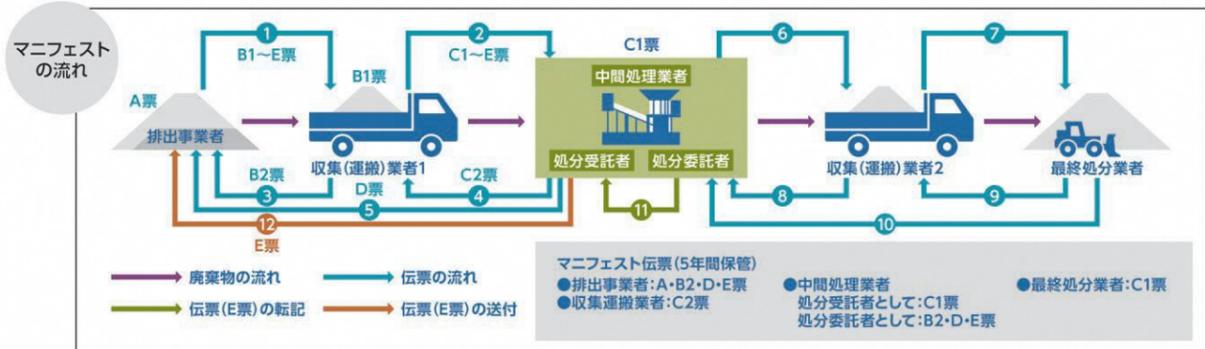


5 マニフェストは適正に運用しましょう!

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際は、廃棄物の情報を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を併せて交付することが義務付けられています。



交付したマニフェストは、処理が終了するまで廃棄物と一緒に移動します。処理が終わった通知として、収集運搬終了後にB2票が、処分終了後にD票が、最終処分終了後にE票がそれぞれ10日以内に返送されることになっているため、マニフェストの返送状況で廃棄物の処理がきちんと行われたか確認してください。

処理終了後、排出事業者の手元には最終的にA票、B2票（自社運搬は除く）、D票、E票が残ります。マニフェストを交付した事業者は、マニフェストを5年間保管しなければなりません。

6 マニフェストが返送されない場合には

●マニフェストの返送期限

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票、D票	交付日から90日	交付日から60日
E票	交付日から180日	交付日から180日

交付したマニフェストが返送期限を過ぎても戻ってこない場合

写しの内容に虚偽や記載不十分があった場合も含めて、処理業者へ事実確認、指示や催促、福島市への報告書の提出など、適切な措置を講じなければなりません。

詳細はお問い合わせ

参考ホームページ

福島市（産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ）
https://www.city.fukushima.fukushima.jp/haikibutsu-shidou/sanpai_haishutujigyosha.html

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団
（産業廃棄物を排出する事業者の方に）
<https://www.sanpainet.or.jp/service104.php?id=14>

さんぱいくん（産業廃棄物処理業者検索）
<https://www2.sanpainet.or.jp/index.php>

環境省（排出事業者責任の徹底について）
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター
<https://www.jwnet.or.jp/index.html>

(一社) 福島県産業資源循環協会
<http://www.fukushima-sanpai.jp/>

知らなかったでは済まされません。

廃棄物処理法には、違反者への厳しい罰則が定められています。このパンフレットに記載しきれていない内容もありますので、不明な点があれば必ずお問い合わせください。

福島市 環境部 廃棄物対策課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号 ☎024-529-5266（直通）

22.03

廃棄物を排出する事業者の皆様へ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物を排出した事業者が自らの責任において廃棄物処理法(※)に基づき、適正に処理しなければなりません。

廃棄物の処理を収集運搬業者や処分業者任せにしていますか？

処理を委託した廃棄物が不適正に処理されたり不法投棄されたりした場合には、排出事業者の責任が問われることとなります。※廃棄物処理法の正式名称：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」

例えばこんなことはありませんか？

これって産業廃棄物？

▶事業活動により発生した廃棄物すべてが産業廃棄物になるわけではありません。種類によっては事業系一般廃棄物になるものがあります。



1

産業廃棄物の保管には基準があります。

▶産業廃棄物が収集運搬されるまでの間、保管基準に従い、その廃棄物を適切に保管しなければなりません。



2

無許可業者への委託は重大な違反です！

▶廃棄物の処理を委託する場合には、その廃棄物の処理について許可を受けている業者に委託しなければなりません。

例えば
産業廃棄物 一般廃棄物処理業者
一般廃棄物 産業廃棄物処理業者

3

産業廃棄物の処理の契約書は、排出事業者の責任で作成、保管しなければなりません。

▶長期間、契約書の見直しがされておらず、契約書を紛失したり、記載内容に不備が生じているケースが見られます。

契約書

4

マニフェストは収集運搬業者が全部準備してくれるから大丈夫？

▶マニフェストの交付義務は排出事業者にあります。

あのマニフェスト、どこに行ったかな？

▶マニフェストには5年間の保存義務があります。

5

何カ月も経ったのに、マニフェストが戻ってこない！

▶マニフェストには返送期限があります。期限までにマニフェストが戻ってこない場合は、排出事業者は適切な措置を講じなければなりません。

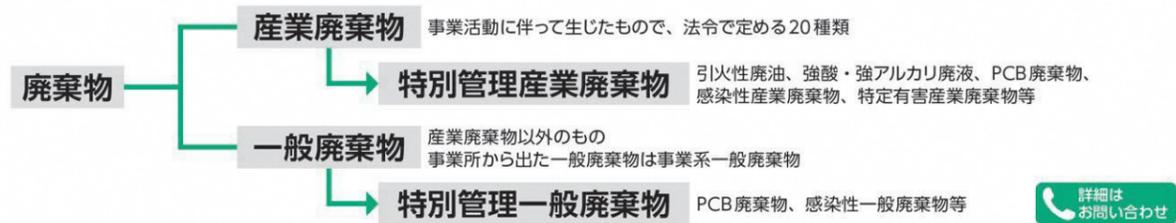


6

福島市 環境部 廃棄物対策課

1 産業廃棄物とは？

事業活動に伴って発生する廃棄物であっても、産業廃棄物に該当しない廃棄物は事業系一般廃棄物となります。産業廃棄物の種類によっては、特定の事業活動に伴って発生した廃棄物のみが該当するものがありますので、注意が必要です。



産業廃棄物に該当する20種類の廃棄物	あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん	
	特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴うもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業で発生する紙くず
		⑭木くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴うもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業で発生する木くず、物流で発生した廃パレット（全業種）
		⑮繊維くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴うもの）、繊維工業（繊維製品製造業以外）から生ずる天然繊維くず
		⑯動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業で原料として使用した固形状の不要物
		⑰動物系固形不要物	と畜場で処理した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
		⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される動物のふん尿
		⑲動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体
		⑳ 上記①から⑱の産業廃棄物を処理したもので、①から⑱に該当しないもの（コンクリート固型化物等）	

事務所で使用していた木製の机や棚、不要になった書類や紙ごみなどは、特定の業種を除き、事業系一般廃棄物です。

2 産業廃棄物を正しく運搬や保管をしていますか？

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。産業廃棄物の保管を行う場合には、囲いや掲示板の設置などの保管場所の基準、廃棄物の飛散や流出等を防止するための保管方法の基準を順守するとともに、産業廃棄物を自社で運搬する場合には、車両表示や運搬情報を記載した書類の携行が必要です。

産業廃棄物保管場所には

- 廃棄物の保管場所を示す掲示板
- 人がみだりに立ち入らない囲い
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止対策
- 廃棄物の種類ごとの保管

他にも、容器を用いずに屋外で保管する場合、地面からの勾配が50%（横：高さ=2:1）の基準などがあります。



産業廃棄物を自社運搬するには

- 産業廃棄物収集運搬車両の表示
 - 産業廃棄物の運搬情報を記載した書類の携行
- 事業者名と住所 ○産業廃棄物の種類、数量 ○産業廃棄物の積載日
○積載場所の名称、住所、連絡先 ○運搬先の名称、住所、連絡先



3 廃棄物の処理を処理業者に委託するときは

処理しようとする廃棄物の運搬や処分を処理業者に委託するときは、必ず委託先の処理業者が廃棄物を運搬または処分できる許可を持っているか確認してください。

産業廃棄物収集運搬業者の許可

排出場所と運搬先の両方の都道府県（※）の許可が必要



※政令市のみ許可の場合もあります

無許可業者への処理委託

委託基準違反!!
罰則：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金か、その両方

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物処理業者は、処理方法によって取り扱うことのできる産業廃棄物の種類が異なるため、許可証等で確認しましょう。

優良産廃処理業者認定制度

違法性や事業の透明性が高い業者を認定する制度もあります。詳しくは、<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/haikibutsu-shidou/yuryo-sanpaigyousha-nintei.html>

事前に、処理料金が適正かどうか確認しましょう。極端に安い場合には、廃棄物の長期間の放置や不法投棄などの不適切な処理が行われるおそれがあります。処理を頼む廃棄物が適正に処理できる業者か現地訪問等で確認しましょう！

4 産業廃棄物の処理の委託には契約書が必要

処理業者に委託するときは、廃棄物を引き渡す前に契約書を書面で締結する必要があります。

口約束での契約

委託基準違反!!
罰則：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金か、その両方

産業廃棄物処理委託契約書に記載すべきこと

- 産業廃棄物の種類・数量
- 運搬先の所在地（運搬の委託）
- 処分場所の所在地、処分方法、処理施設の能力（処分の委託）
- 最終処分場所の所在地、最終処分方法、処理施設の能力（中間処分の委託）
- 委託契約の有効期間
- 処理料金
- 受託者の産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分量の許可の事業の範囲
- 受託者が積替保管を行う場合は、積替保管場所の所在地、保管できる種類、保管上限（運搬の委託）
- 適正処理のために必要な事項及びその情報に変更があった際の伝達方法
- 委託業務終了時の報告方法
- 契約解除時の未処理の産業廃棄物の取り扱い

※産業廃棄物収集運搬業や処分量の許可証の写し等を添付すること

収集運搬業者、処分業者とそれぞれ個別に契約すること（二者契約）



三者契約の禁止

委託基準違反!!
罰則：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金か、その両方

産業廃棄物処理委託契約書の締結後の注意点

- 委託契約書は、契約終了日から5年間保存すること
- 委託契約書の有効期間や委託先の許可の期限が切れていないか定期的に確認を行うこと
- 契約内容に変更が生じた場合は、その都度、覚書（合意書）などで反映すること

契約書の不備は、事業者の責任となります！